

泊小学校 いじめ防止基本方針



1 いじめの定義（いじめ防止対策推進法第二条）

「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人間関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われる物を含む。）であって、当該行為の対象となった児童が、心身の苦痛を感じているもの。

「一定の人間関係」とは、学校の内外を問わず、同じ学校・学級や部活動の児童生徒や、塾・スポーツクラブ等当該児童生徒が関わっている仲間や集団（グループ）など、当該児童生徒と何らかの人的関係を指す。

「物理的な影響」とは、身体的な影響のほか、金品をたかられたり、隠されたり、嫌なことを無理矢理させられたりする事などを意味する。外見的にはケンカのように見えることでもいじめられた児童の感じる被害性に着目した見極めが必要である。

2 学校職員の責務

いじめが行われず、全ての児童が安心して学習その他の活動に取り組むことが出来るように、保護者、他の関係者・関係機関と連携を図りながら、学校全体でいじめの防止と早期発見に取り組むとともに、いじめの実態が疑われる場合は、適切かつ迅速にこれに対処し、さらにその再発防止に努めます。

3 いじめの基本認識

- ① いじめはどの児童にも、どの学校にも起こり得るものです。
- ② いじめは人権侵害であり、人として決して許される行為ではない。
- ③ いじめは大人には気づきにくいところで行われることが多く、発見しにくい。
- ④ いじめはいじめられる側にも問題があるという見方は間違っている。
- ⑤ いじめはその行為の態様により、暴行、恐喝、強要などの刑罰法規に抵触する。
- ⑥ いじめは教職員の児童観や指導のあり方が問われる問題である。
- ⑦ いじめは学校、家庭、地域社会など全ての関係者がそれぞれの役割を果たし、一体となって取り組むべき問題である。

【具体的ないじめの態様（例）】

（1）冷やかしやからかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる。

- ・身体や動作について不快なことを言われる。
- ・存在を否定させる。
- ・嫌なあだ名を付けられ、しつこく呼ばれる。

（2）仲間はずれ、集団による無視。

- ・対象の子が来ると、その場からみんないなくなる。
- ・遊びやチームに入れない。 ・席を離される。

- (3) ぶつかられたり、叩かれたり、蹴られたりする。
 - ・身体をこづかれたり、触って知らない振りをされたりする。
 - ・殴られ、蹴られるが繰り返させる。
 - ・遊びと称して、対象の子が技をかけられたり、叩かれたりする。
- (4) 金品をたかられたり、隠されたり、盗まれたり、捨てたりさせる。
 - ・靴に画鋲やガムを入れられる。
 - ・写真や鞄、靴などを傷つけられる。
- (5) 嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする。
 - ・万引きやかつあげを強要される。
 - ・人前で衣服を脱がされる。
 - ・教師や大人に対して暴言を吐くよう強要される。
- (6) パソコンや携帯電話等で誹謗中傷や嫌なことをされる。
 - ・掲示板やブログに恥ずかしい情報を載せられる。
 - ・いたずらや脅迫のメールが送られる。
 - ・SNS（ソーシャルネットワーキングサービス）のグループから故意に外される。

これら「いじめ」の中には、犯罪行為として取り扱うべきと認められ、児童の生命、身体又は財産に重大な被害が生じるような、直ちに警察に相談することが必要なものが含まれる。これらについては、教育的な配慮や被害者の意向を考慮し、早期に警察に相談・通報の上、警察・関係機関と連携した対応をとることが重要である。

4 いじめの未然防止

(1) 学校におけるいじめの防止

児童一人一人が認められ、お互いに相手を思いやる雰囲気づくりに学校全体で取り組みます。また、教師一人一人がわかりやすい授業を心がけ、児童に基礎・基本の定着を図るとともに、学習に対する達成感・成就感を育て、自己有用感を味わい自尊感情を育むことが出来るよう努めます。

道徳の時間には、命の大切さについて指導を行います。また、「いじめは絶対許されないことである」という認識を児童が持てるように、教育活動全体を通して指導します。そして、見て見ぬふりをすることや知らん顔をすることも「傍観者」としていじめに加担していることを周知させます。

- | |
|---|
| <ul style="list-style-type: none">① 生徒指導の機能を重視した「わかる授業」を展開し、自己有用感を高めます。② 道徳教育、人権の日や人権目標の取り組み、平和旬間（命を大切にする）、豊かな人間関係づくり実践（異年齢交流など）を計画的に指導します。③ 友だちの名前は「さん」を付けて呼ぶ、「さん付け運動」に取り組み、学校全体で暴言などなくし、互いに相手を思いやる雰囲気づくりをします。④ いじめ防止対策推進法やいじめ防止の取り組みについて、児童・保護者への啓発活動や関係機関と連携した講演会や人権教室等を行います。 |
|---|

(2) インターネットなどを通じて行われるいじめに対する対策

児童及び保護者が、発信された情報の高度の流通性、発信者の匿名性、その他のインターネットを通じて送信される情報の特性を踏まえて、インターネットを通じて行われるいじめを防止し及び効果的に対処できるように、啓発運動や情報モラル研修会や講演会を行います。

- 1) ポスターや文書による啓発運動（家庭訪問、保護者会、個人面談など）
- 2) モラル講演会など（4月 ※状況に応じて）

5 いじめの早期発見・早期対応

日頃から児童が発する危険視号を見逃さないようにして、いじめの早期発見に努めます。また、定期的に調査を実施するとともに、個人面談や教育相談を通して、児童の悩みや保護者の不安を積極的に受け止めます。

(1) 早期発見のための措置

- ①教職員による観察や情報交換の充実を図る。「支援記録簿」、「児童支援部会」を効果的に活用して、教職員がいつでも情報を共有できるよう努める。
- ②定期的なアンケート調査や教育相談（面談）を実施します。
 - 1) 児童対象生活アンケート調査月1回（8月除く）
 - 2) みんなの学校生活調べアンケート調査年2回（6月、11月）
 - 3) 教育相談を通じた学級担任による児童からの聞き取り調査年2回（6月、11月）
- ③校内に児童や保護者等の悩みを積極的に受け止めることが出来る教育相談体制を整備する。その充実に向け、他の関係機関とも連携し、スクールカウンセラーなど校内外の専門家の活用を図る
 - 1) 教育相談支援員の活動日 週に4日（月、火、水、金）
 - 2) スクールカウンセラーの活動日
 - 3) 寄り添い支援員の活動日
- ④いじめがあった場合の児童の変化の特徴を保護者に示し、速やかに学校に相談するなどの啓発活動を行います。
- ⑤いじめ防止のための対策に関する研修を年間指導計画に位置づけて実施し、職員の資質向上を図ります。

(2) いじめの早期発見のためのセルフチェック

1	朝いつも誰かの机が歪んでいたり、曲がったりしていませんか。	
2	掲示物が破れていたり落書きがあつたりしていませんか	
3	グループにすると机と机の間に隙間がありませんか	
4	授業中、先生の見えないように警視ゴムを投げたり、手紙を回したりしていませんか	
5	先生がいないと掃除がきちんとできていないことはありませんか	
6	自由にグループ分けさせると特定の子が残ることはありませんか	
7	些細なことで冷やかしたりするグループはありませんか	
8	学級やグループの中で絶えず周りの顔をうかがう子はいませんか	
9	自分たちのグループだけにまとまり、他をよせつけない雰囲気はありませんか	
10	特定の子に気を使っている府に気はありませんか	

6 学校におけるいじめの防止等の対策のための組織（いじめ防止対策推進法第二十二條）

学校は、当該学校におけるいじめの防止等に関する措置を実効的に行うため、当該学校の複数の教職員、心理、福祉等に関する専門的な知識を有する者その他の関係者により構成されるいじめの防止等の対策のための組織を置くものとする。

7 いじめに対する措置（いじめ防止対策推進法第二十三條）

学校の教職員、地方公共団体の職員その他の児童等からの相談に応じる者及び児童等の保護者は、児童等からいじめに係る相談を受けた場合において、いじめの事実があると思われるときは、いじめを受けたと思われる児童等が在籍する学校への通報その他の適切な措置をとるものとする。

2 学校は、前項の規定による通報を受けたときその他当該学校に在籍する児童等がいじめを受けていると思われるときは、速やかに、当該児童等に係るいじめの事実の有無の確認を行うための措置を講ずるとともに、その結果を当該学校の設置者に報告するものとする。

3 学校は、前項の規定による事実の確認によりいじめがあったことが確認された場合には、いじめをやめさせ、及びその再発を防止するため、当該学校の複数の教職員によって、心理、福祉等に関する専門的な知識を有する者の協力を得つつ、いじめを受けた児童等又はその保護者に対する支援及びいじめを行った児童等に対する指導又はその保護者に対する助言を継続的に行うものとする。

4 学校は、前項の場合において必要があると認めるときは、いじめを行った児童等についていじめを受けた児童等が使用する教室以外の場所において学習を行わせる等いじめを受けた児童等その他の児童等が安心して教育を受けられるようにするために必要な措置を講ずるものとする。

5 学校は、当該学校の教職員が第三項の規定による支援又は指導若しくは助言を行うに当たっては、いじめを受けた児童等の保護者といじめを行った児童等の保護者との間で争いが起きることのないよう、いじめの事案に係る情報をこれらの保護者と共有するための措置その他の必要な措置を講ずるものとする。

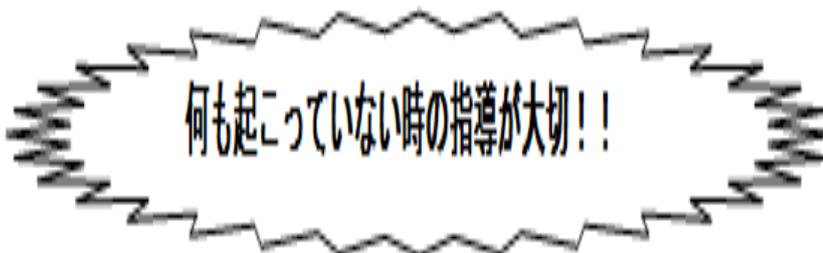
6 学校は、いじめが犯罪行為として取り扱われるべきものであると認めるときは所轄警察署と連携してこれに対処するものとし、当該学校に在籍する児童等の生命、身体又は財産に重大な被害が生じるおそれがあるときは直ちに所轄警察署に通報し、適切に、援助を求めなければならない。

いじめの発見・通報を請けた場合には、特定の教職員で抱え込まず、速やかに組織的に対応する。被害児童を守り通すとともに、教育的配慮のもと、毅然とした態度で加害児童を指導する。これらの対応について教職員全員の共通理解、保護者の協力、関係機関、専門機関との連携のもとで取り組む。

(1) 発見から組織的対応の展開

1. いじめの情報キャッチ

- ・いじめが疑われる言動を目撃
- ・日記などから気になる言動を発見
- ・「生活アンケート」から発見
- ・児童や保護者からの訴え
- ・校内の先生等からの情報提供



最初に認知した教職員等

学級担任
学年主任

生徒指導主事

校長
教頭

2. 対応チームの編成 = 【いじめ対策委員会】の立ち上げ (児童支援部会)

校長 教頭 生徒指導主事 教育相談主任 人権担当主任 担任 学年主任 児童支援部員
特別支援コーディネーター 養護教諭 教育相談支援委員 スクールカウンセラー 等

※事案に応じて編成します

◇対応方針の決定・役割分担

①情報の整理 ②対応方針 (緊急度・危険度の確認。「自殺」、「暴行」等)

③役割分担

- ・被害者、加害者、周辺児童からの事情聴取と支援・指導担当
- ・保護者への対応担当
- ・関係機関への対応担当

3. 事実の究明

◇いじめの状況、いじめのきっかけなどの聴取・事実確認

(事実に基づく聴取は、被害者→周囲にいるもの→加害者の順に行う。)

- ・複数の教員で確認しながら聴取を進め、情報提供者についての秘密を厳守する。
- ・いじめ関係者間における争いを生じさせないように、いじめの事案にかかる情報を関係保護者と共有する為の必要な措置を講じます。

4. いじめ被害者、加害者、周囲の児童への指導

(1) いじめ被害者への対応 ※心のケアや安心して学校に登校出来るようにするための対応

- ・いかなる理由があっても、徹底していじめられた児童の味方になります。
- ・担任を中心に、児童が話しやすい教師が対応します。
- ・学校はいじめている側を絶対に許さないことや今後の指導の仕方について伝えます。
- ・児童の良さや優れているところを認め、励まします。
- ・いじめている側の児童との今後の関係などを具体的に指導します。
- ・連絡ノートや交換や面談などを定期的に行い、不安や悩みの解消に努めます。
- ・自行肯定感を回復できるよう、友人との関係づくりや活躍の場などの支援を行います。

(2) いじめ加害者への指導・対応（複数職員での対応・記録の保存）

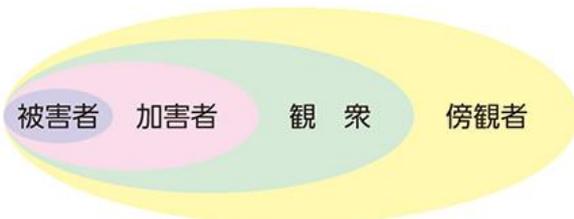
- ・いじめを行った背景を理解しつつ、行った行為に対しては毅然と指導します。
- ・自分はどうすべきだったのか、これからどうしていくのかを反省させます。
- ・対応する教師は中立の立場で事実確認を行います。
- ・被害者の辛さに気づかせ、自分は加害者であることの自覚を持たせます。
- ・連絡ノートや面談を定期的に行い、教師との交流を続けながら成長を確認していきます。
- ・授業や学級活動等を通して良さを認めプラスの行動に向かわせていきます。

(3) 観衆、傍観者への指導・対応

- ・いじめは、学級や学年等集団全体の問題として対応し、いじめの問題に教師が児童とともに本気で取り組んでいる姿勢を示します。
- ・いじめの事実を告げることは、告げ口やチクリ等というものではないこと、つらい立場にある人を救うことであり、人権と命を守る立派な行為であることを伝えます。
- ・周囲ではやし立てたり、おもしろがったりする「観衆」や、周辺で暗黙の了解を与えている「傍観者」もいじめに加担しているのと同じ事であることに気づかせ、問題の関係者として事実を受け止めさせます。
- ・いじめの発生の誘因となった集団の行動規範や言葉遣いなどについて振り返らせます。
- ・これからどのように行動したらよいのかを考えさせ、いじめの抑止をする「仲裁者」を育てていきます。
- ・いじめを許さない集団づくりに向けた話合いを深めます。

※いじめが解消したと見られる場合でも、継続して十分な注意を払い、折りに触れ継続的な指導を行う

図 いじめの四層構造論



被害者：いじめられている子ども

加害者：いじめている子ども

観衆：はやし立てたり、面白がって見ている子ども

傍観者：見て見ぬふりをする

森田洋司「いじめとは何か」（中公新書、2010）

(2) 保護者との連携

1. いじめ被害者の保護者との連携

- ・事実が明らかになった時点で、速やかに家庭訪問を行い学校で把握した事実を正確に伝えます。
- ・学校として徹底して子どもを守り支援していくことを伝え、対応の方針を具体的に示します。
- ・対応経過をこまめに伝えるとともに、保護者からの子どもの様子について情報提供を受けます。

2. いじめ加害者の保護者との連携

- ・児童から事情聴取後、家庭訪問をし、事実を経過とともに伝え、その場で児童に事実の確認をするとともに、相手の子どもの状況も伝え、いじめの深刻さを認識してもらいます。
- ・指導の経過と児童の変容の様子等を伝え、指導に対する理解を求めます。
- ・学校は事実について指導し、よりよく成長させたいと考えていることを伝えます。

8 ネット上のいじめへの対応

ネット上の不適切な書き込みなどについては、被害の拡大を避けるために、直ちに削除する措置をとる。また、必要に応じ、警察や法務局等の関係機関と適切な連携を図る。

9 関係機関との連携

犯罪行為として取り扱われるべきいじめについては、教育委員会及び所轄警察署などと連携して対処します

10 重大事態への対処・学校設置者又はその設置する学校による対処

(いじめ防止対策推進法第二十八条)

学校の設置者又はその設置する学校は、次に掲げる場合には、その事態（以下「重大事態」という。）に対処し、及び当該重大事態と同種の事態の発生の防止に資するため、速やかに、当該学校の設置者又はその設置する学校の下に組織を設け、質問票の使用その他の適切な方法により当該重大事態に係る事実関係を明確にするための調査を行うものとする。

一 いじめにより当該学校に在籍する児童等の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき。

二 いじめにより当該学校に在籍する児童等が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき。

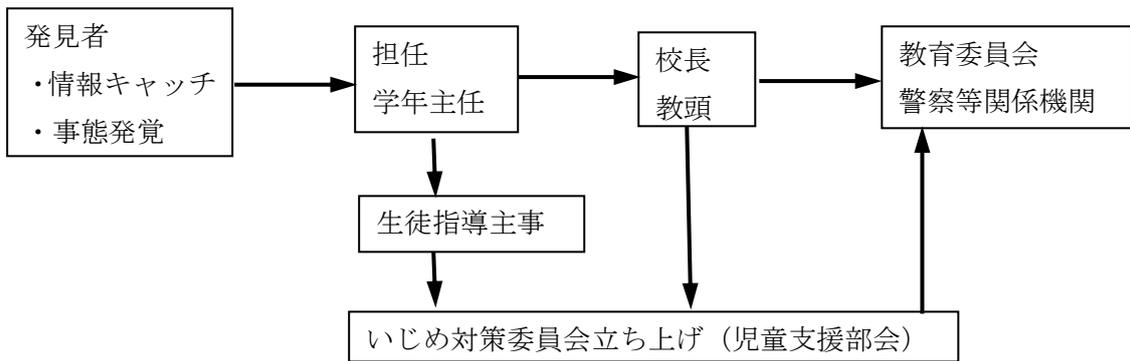
2 学校の設置者又はその設置する学校は、前項の規定による調査を行ったときは、当該調査に係るいじめを受けた児童等及びその保護者に対し、当該調査に係る重大事態の事実関係等その他の必要な情報を適切に提供するものとする。

3 第一項の規定により学校が調査を行う場合においては、当該学校の設置者は、同項の規定による調査及び前項の規定による情報の提供について必要な指導及び支援を行うものとする。

(1) 重大事態についての基準

- ①いじめにより児童の命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認める時
(児童生徒が自殺を企図した場合など)
- ②いじめにより児童が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認める時
(不登校の定義を踏まえ年間30日を目安とし、一定期間連続して欠席している場合などは、迅速に調査・事実確認に着手する。)
- ③児童や保護者からいじめられていて重大事態に至ったという申し立てがあった時
(重大事態が発生したものとして報告・調査などにあたる。)

(2) 重大事態発生時の連絡体制



※緊急時には臨機応変に対応

(3) 重大事態発生時の初動

- ①いじめ対策委員会の立ち上げ・招集
- ②教育委員会学校教育課への報告と連携
- ③事実の究明 (調査方法確認)
 - ・いじめの状況、いじめのきっかけの聴取
 - ・事実に基づく聴取 ※被害者→周囲にいる者→加害者の順で
- ④関係機関との連携 (必要に応じて警察への通報などためらわずに行う。)

11 公立の学校に係る対処 (いじめ防止対策推進法第三十条)

地方公共団体が設置する学校は、第二十八条第一項各号に掲げる場合には、当該地方公共団体の教育委員会を通じて、重大事態が発生した旨を、当該地方公共団体の長に報告しなければならない。

2 前項の規定による報告を受けた地方公共団体の長は、当該報告に係る重大事態への対処又は当該重大事態と同種の事態の発生の防止のため必要があると認めるときは、附属機関を設けて調査を行う等の方法により、第二十八条第一項の規定による調査の結果について調査を行うことができる。

3 地方公共団体の長は、前項の規定による調査を行ったときは、その結果を議会に報告しなければならない。

4 第二項の規定は、地方公共団体の長に対し、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和三十一年法律第百六十二号）第二十一条に規定する事務を管理し、又は執行する権限を与えるものと解釈してはならない。

5 地方公共団体の長及び教育委員会は、第二項の規定による調査の結果を踏まえ、自らの権限及び責任において、当該調査に係る重大事態への対処又は当該重大事態と同種の事態の発生の防止のために必要な措置を講ずるものとする。

第三十条の二 第二十九条の規定は、公立大学法人（地方独立行政法人法（平成十五年法律第百十八号）第六十八条第一項に規定する公立大学法人をいう。）が設置する公立大学に附属して設置される学校について準用する。この場合において、第二十九条第一項中「文部科学大臣」とあるのは「当該公立大学法人を設立する地方公共団体の長（以下この条において単に「地方公共団体の長」という。）」と、同条第二項及び第三項中「文部科学大臣」とあるのは「地方公共団体の長」と、同項中「国立大学法人法第三十五条において準用する独立行政法人通則法（平成十一年法律第百三号）第六十四条第一項」とあるのは「地方独立行政法人法第二百一十一条第一項」と読み替えるものとする。

12 学校評価における留意事項（いじめ防止対策推進法第三十四条）

学校の評価を行う場合においていじめの防止等のための対策を取り扱うに当たっては、いじめの事実が隠蔽されず、並びにいじめの実態の把握及びいじめに対する措置が適切に行われるよう、いじめの早期発見、いじめの再発を防止するための取組等について適正に評価が行われるようにしなければならない。

13 年間計画

4月	<ul style="list-style-type: none"> 生徒指導方針(及び学校いじめ防止基本方針)の全職員による確認と実践 生徒指導朝会 	<ul style="list-style-type: none"> 月1回、いじめに関するアンケートの実施 毎月1日を人権の日として、意識を高める。 毎月第1週を人権週間とし、人権について考える。 月1回、問題行動や気になる児童についての話し合いを児童支援部会で報告し、共通理解を図る。 毎月第三金曜日の夜間街頭指導で学校の様子や不審者情報等の情報を報告・共有を行う。
5月	<ul style="list-style-type: none"> 夜間街頭指導 	
6月	<ul style="list-style-type: none"> 教育相談 平和集会 人権講習会(1・2・3年対象) 夜間街頭指導 	
7月	<ul style="list-style-type: none"> 校内研修 非行防止教室(全学年対象) あいさつ名人表彰 生活朝会(夏休み安全指導) 県下一斉夜間パトロール 	
8月	<ul style="list-style-type: none"> 夜間街頭指導 	
9月	<ul style="list-style-type: none"> 夏休み明けの取組 いじめ防止啓発月間(しあわせ安心泊っ子キャンペーン) 夜間街頭指導 	
10月	<ul style="list-style-type: none"> 夜間街頭指導 	
11月	<ul style="list-style-type: none"> 教育相談 県下一斉夜間パトロール 	
12月	<ul style="list-style-type: none"> 夜間街頭指導 	
1月	<ul style="list-style-type: none"> 夜間街頭指導 	
2月	<ul style="list-style-type: none"> 県下一斉夜間パトロール 	
3月	<ul style="list-style-type: none"> あいさつ名人表彰 取り組み評価アンケート実施 夜間街頭指導 	

泊小学校いじめ防止基本方針

学校は、いじめ防止基本方針又は地方いじめ防止基本方針を参酌し、その学校の実情に応じ、当該学校におけるいじめの防止等のための対策に関する基本的な方針を定めるものとする。(いじめ防止対策推進法第十三条)

<p>【目指す児童像】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 児童一人一人が互いのことを尊重し、よりよい人間関係を築くことができる児童の育成。 ・ 善悪の判断をつけ、児童自らいじめを解決することができる児童の育成。(仲裁者の育成)
--

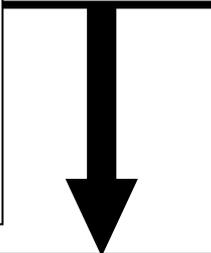
<p>【PTAとの連携】</p> <p>懇談会など様々な機会を利用して、児童の頑張りや長所、心配なことなどをこまめに保護者に連絡し、日頃から保護者との信頼関係を築く。</p>
--

<p>【学校】</p> <p>教職員一人一人が、いじめへの適切な対応と指導のあり方について理解し、それらに基づいた着実な実践を通して、未然防止・早期発見・早期解決を図る。</p>
--

<p>【関係機関】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 沖縄県中央児童相談所 ・ 子どもの人権 110 番 (那覇地方法務局) ・ 那覇警察署 ・ 那覇青少年教育センター

<p>【未然防止】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 「わかる授業」の実践 ○ 道徳教育の充実 ○ 生徒指導の充実 ○ 特別活動等の充実 ○ 児童理解など校内研修の充実 ○ 校内支援体制の充実 ○ 関係機関との連携・活用
--

<p>【早期発見】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 児童支援部会等、情報の共有化の充実 ○ アンケート調査の実施 ○ セルフチェック表の活用 ○ 教育相談体制の充実 ○ 児童理解など校内研修の充実 ○ 関係機関との連携・活用
--



<p>【早期対応・措置】</p> <p>いじめの<u>疑いがある</u>ような行為が発見された場合は、速やかに対処する。 (実態が明らかになってからでは遅い。)</p> <p>いじめの実態に遭遇した場合は、発見した教師がその場で指導後、担任等に知らせ、対策委員会を立ち上げ、情報収集・情報の共有化、早期解決へ向けて対応を行う。</p>		
<div style="border: 1px solid black; padding: 2px; display: inline-block;">情報キャッチ</div>	<p>〈最初に認知した教職員→担任・学年主任→生徒指導→校長・教頭〉</p>	
<div style="border: 1px solid black; padding: 2px; display: inline-block;">対策委員会立ち上げ(児童支援部会)</div>	<div style="border: 1px solid black; padding: 2px; display: inline-block;">事実の究明(情報収集)</div>	
<div style="border: 1px solid black; padding: 2px; display: inline-block;">被害者への対応・加害者・周囲の児童への指導</div>	<div style="border: 1px solid black; padding: 2px; display: inline-block;">保護者との連携</div>	<div style="border: 1px solid black; padding: 2px; display: inline-block;">関係機関との連携</div>
<div style="border: 1px solid black; padding: 2px; display: inline-block;">早期解決・再発防止の取り組み</div>		

<p>【いじめを起こさない学校づくり】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li style="width: 33%;">・ 児童が互いに認め合い励まし合う <li style="width: 33%;">・ 規範意識・学習規律の定着 <li style="width: 33%;">・ 明るくあいさつと言葉遣い <li style="width: 33%;">・ 校内、教室の環境整備・整理整頓 <li style="width: 33%;">・ 生徒指導について教職員の共通理解と共通実践 		
--	--	--